

第1章 第3次宇都宮市環境 基本計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景・目的

第2節 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景・目的

本市では、平成13年10月に策定した「宇都宮市環境基本条例」に基づき、平成15年2月に「宇都宮市環境基本計画」、平成23年3月には計画期間を10年間とした「第2次宇都宮市環境基本計画」を策定し、環境都市の実現に向け、大気や水質汚染、騒音、ごみの問題から水辺環境やみどりの確保、さらには、地球温暖化の問題や生物多様性（P6 コラム参照）の保全など多岐に渡る内容について対応してきました。

多様化する環境問題への対応

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災では、本市でも甚大な被害が生じ、市民、事業者のエネルギーに関する価値観や地域社会に関する価値観に大きな変化をもたらしました。

また、国等においても、エネルギー政策の転換、それに基づく新たな温室効果ガスの削減目標、地域間の連携・循環、自然と人間の共生を重視した新たな政策などが打ち出されたことで、環境行政においても中長期的な視点に立った新たなアプローチによる課題の解決に向けた取組が求められようになってきました。

さらには、近年、被害が出ている集中豪雨等へ対応するためのインフラ整備、自立分散電源の確保など、都市の防災機能の強化や安全確保の視点を含めた新たな環境施策も求められるようになってきています。

社会・経済と環境行政のより一層の連携

環境問題の多様化に加えて、人口減少や超高齢化などの社会問題にも直面しており、都市機能を拠点へ集約するコンパクト化や、エネルギー効率の良い低炭素型・循環型の都市づくり、食料やエネルギーなどをはじめとする地域資源をできるだけ地産地消し、地域の中で循環して持続的に活用していく「自立分散型」（P7 コラム参照）の地域社会の構築など、まちづくりと合わせた分野横断的視点による環境施策の展開が重要となっています。

また、まちの活性化の観点からも、環境技術を活かした自立的で持続的な産業の創出など、経済分野と連携した環境施策が求められております。

市民の主体的な行動力の向上

豊かな地域や持続可能な社会を実現していくためには、市民、事業者、市（行政）の三者が共通の認識を持って、それぞれが主体的に行動することが重要であり、その際の、目標となる本市が目指す明確な都市の姿の設定が求められています。

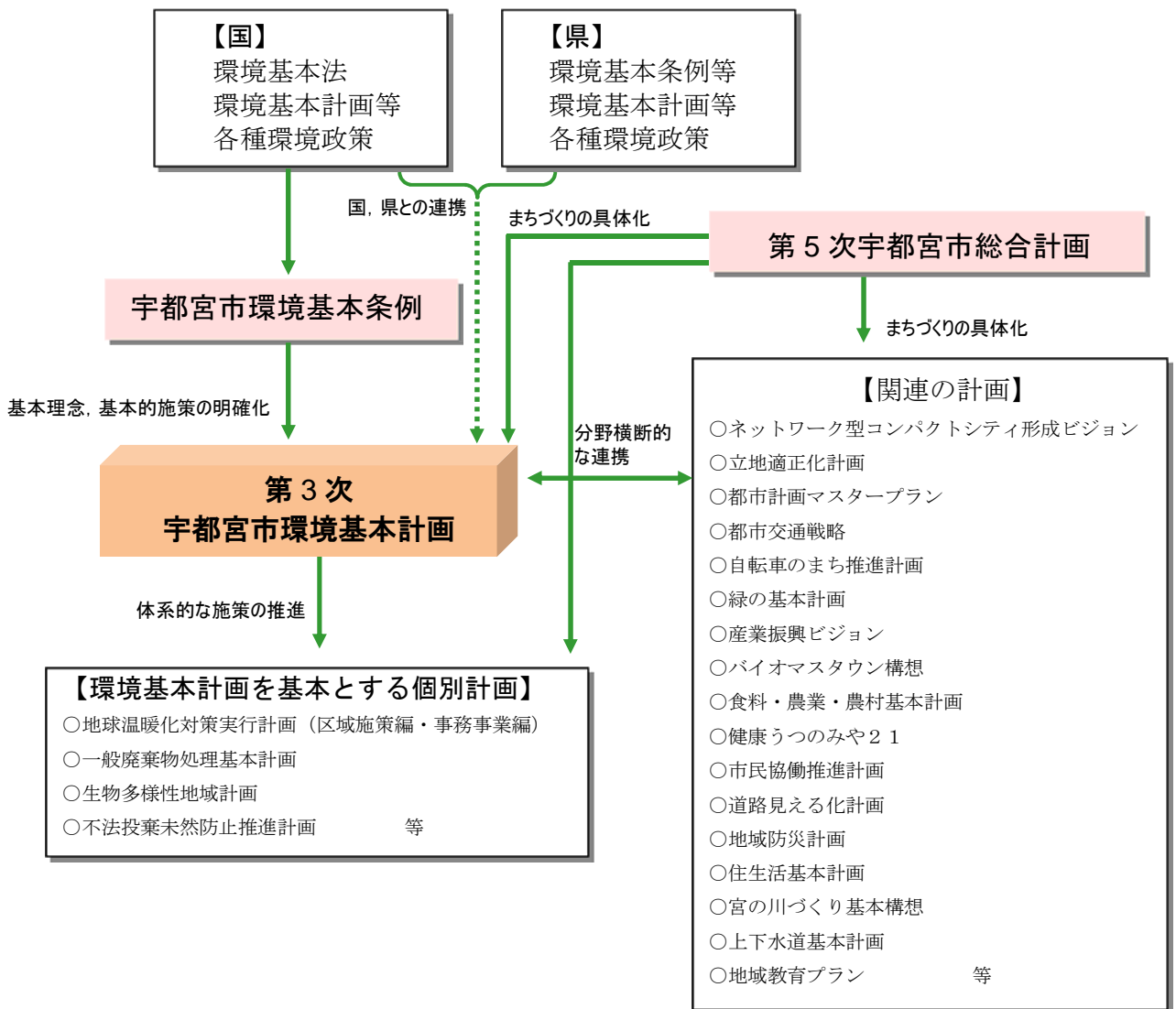
こうした考え方のもと、本市が環境都市として持続可能なまちへ発展していくため、本市が目指すべき「環境都市」の姿を明確化し、その都市像の実現のために、市民・事業者そして、様々な分野と連携しながら環境施策に取り組む必要があることから、新たに第3次宇都宮市環境基本計画を策定するものです。

第2節 計画の基本的事項

1 計画の役割・位置付け

宇都宮市環境基本計画は、宇都宮市環境基本条例に基づく環境行政上の総合計画となります。

また、第5次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）の分野別計画「市民の快適な暮らしを支えるために」の基本施策「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」を実現するための計画としても位置付けられており、本市のさまざまな行政分野と連携しながら総合的・分野横断的に取り組みます。



2 計画の期間

複雑化・多様化する環境課題の解決に向けた取組を総合的かつ着実に進めるためには中長期を見据えて取り組んでいく必要があることから、本計画の計画期間は10年間とします。

【計画期間】平成28年度から平成37年度までの10年間

前期：平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）

後期：平成33年度（2021年度）から平成37年度（2025年度）

3 計画の範囲

本計画の対象となる区域は、宇都宮市全域とします。ただし、環境問題の広域的な影響を踏まえ、周辺地域の環境や地球規模の問題についても考慮します。

地球環境	省エネルギー，創エネルギー，蓄エネルギー，まちの低炭素化，適応 など
廃棄物	ごみの減量，資源化，資源循環の構築，ごみの適正処理，不法投棄，など
自然環境	生物多様性，公園・緑地，里山・農地・河川，自然とのふれあい，景観 など
生活環境	大気・悪臭，水質，騒音・振動，土壌汚染，有害化学物質 地下水，上下水道 など
人づくり	環境教育，環境学習，環境保全活動，環境情報 など

4 計画の特色

本計画では、課題や目標、方針を市民・事業者と共通の認識を持って環境の創造・保全に取り組むため、基本理念に掲げている“環境都市”の姿を明確化するとともに、その実現に向けて優先的に取り組む施策・事業を重点戦略として明らかにしました。

① “環境都市の姿”の明確化

市民・事業者と共通認識を持って環境の創造・保全に着実に取り組むため、将来の“環境都市の姿（平成32年度（2020年度）及び平成52年度（2050年度）頃）”と、そのイメージ図を明確化しました。

② 環境都市像とつながりを持たせた重点戦略の設定

目指す平成32年度（2020年度）頃の“環境都市の姿”の実現に向け、特に高い効果が見込まれ、前期計画期間に優先的に取り組むべき施策・事業を「重点戦略」として位置づけました。

「市民の暮らし（ひと）, 「まちの空間（まち）」, 「暮らしや空間を支える仕組み（しくみ）」の視点により体系化した、6つの分野横断的な取組群を設定

- | | |
|-----|--|
| ひと | 1) 「もったいない」のところで行動する人づくり
2) エコで便利なライフスタイルを生み出す行動促進 |
| まち | 3) 自然と調和したコンパクトな地域づくり
4) グリーンな交通システムの構築 |
| しくみ | 5) 環境と経済の連携による地域の環境資源を活かした産業や取組の創出
6) 社会全体を先導する市の率先行動 |

～コラム～

私たちの暮らしと密接な生物多様性

1) 「生物多様性」とはどんなもの？

地球上には、数えきれないほどの様々な生きものが、海や川、山などの環境で、それぞれ違った特性を持ちながら共に生きています。この生きもののつながりの豊かさが「生物多様性」です。

2) どんな良いことがあるの？

私たち人間も、生きものたちの一員であり、生物多様性からの恩恵を受けて生活しています。たとえば、生きものそのものの命や、発酵食品など生きものの機能を利用して食べ物を得ています。私たちの生活に必要な不可欠な水も、植物によって作られた酵素、微生物などにより浄化されています。

こうした生きものたちの豊かな個性とつながりが保たれることで、将来にわたって自然と共生する社会が実現できます。

一方で、こうした生物多様性の重要性については、まだまだ認知度が低いのが現状です。また、生きものたちの暮らしに触れ合う、自然環境の中で学ぶ機会を増やし、生きものつながりについて深く理解する機会の創出が求められています。

3) 宇都宮市ではどうするの？

生きもののバランス（生態系）は、一度崩れてしまうと修復することはとても困難です。市では、こうした生物多様性の繊細さ、重要性を、市民、事業者の皆さんに広く認知してもらい、将来にわたり豊かな自然環境を残していくために、平成28年に「うつのみや生きものつながりプラン」を策定しました。今後は、このプランに基づき自然とふれあえる環境づくりなど、生物多様性に関する興味関心を高める取組を推進していきます。



市内における自然とふれあう機会・自然を守る活動の例

～コラム～

「自立分散型エネルギー」を利用した社会構築に向けて

1) 「自立分散型エネルギー」とはどんなもの？

東日本大震災の発生により電力供給の不安定さが大きな問題になってから「自立分散型エネルギー」という考え方に注目が集まっています。

皆さんが普段使用している、火力発電など大きな発電所で作られ送電線を通り、各家庭まで供給されている電気に対し、各事業所・家庭等で発電設備を設置して、地産地消で電気を供給することが「自立分散型エネルギー」です。

各事業所、家庭に導入できる発電設備は、太陽光発電などの再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム（ガスタービン、エネファーム（燃料電池））などがあげられます。

最近では、電力をためておくことで効率的、安定的に電気を利用する、蓄電池と組み合わせた自立分散型エネルギーのシステムの開発も進んでいます。

2) どんな良いことがあるの？

こうした「自立分散型エネルギー」の最大の特徴は、大規模な発電所からの電気の供給が途絶えても、各事業所、家庭等に備えた太陽光発電などの発電設備や蓄電池から電気を供給できるため、災害時などでも電気を使用することができることです。

また、太陽光発電などの再生可能エネルギーから作られた電気はCO₂の排出係数が少なく、送電中の電気のロスもないため、日常生活の中で排出されるCO₂の削減にも貢献します。

3) 宇都宮市ではどうするの？

こうした「自立分散型エネルギー」を普及させることにより、各事業所・家庭での低炭素化と防災機能が高まり、環境にもやさしく災害にも強いまちとなります。

そのため、市では家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度などを推進していきます。

